

TAKKEN

GIFU

宅建ぎふ
Vol.571
令和6年7月15日発行



おもな内容

「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額」及び「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」の一部改正について……………	2
LPGガス料金等の情報提供に関する要請について……………	7
「第213回国会」で成立した宅地建物取引関連の主な法律について……………	8
4月新設住宅着工……………	9
Learn through Legal thinking 顧問弁護士 浦田益之……………	10
不動産取引判例集……………	11
協会の動き・支部だより・会員の異動……………	13



公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部

「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額」及び「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」の一部改正について

～800万円以下の売買、報酬最大33万円（税込）に～

国土交通省で策定する「不動産による空き家対策推進プログラム」の一環として、空き家や空き地、マンションの空き室の流通のビジネス化を支援するため、昭和45年建設省告示第1552号の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第949号）が令和6年6月21日に公布され、令和6年7月1日から宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額が改正されました。

これに伴い、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（「ガイドライン」）についても所要の改正が行われ、令和6年7月1日から施行されました。

細詳につきましては、全宅連ホームページ（<https://www.zentaku.or.jp/news/11609/>）をご覧ください。

なお、会員の方には、改正報酬額表を本誌6月号に同封し配布済ですので、ご確認をお願いします。

○ 「不動産による空き家対策推進プログラム」

国土交通省において、近年、喫緊の課題となっている空き家等の流通促進のため、不動産による空き家等の流通の取組を官民を挙げて強力に推進するため、不動産による空き家対策推進プログラムが策定・公表されました。

空き家や空き地、マンションの空き室（以下、空き家等）の急増が課題となる一方、二地域居住などの新たな働き方・住まい方へのニーズが高まっています。また、空き家等を放置すると、使用困難となり、やがて周辺環境等に様々な悪影響を及ぼすこと等から、「使える」空き家等は、なるべく早く有効に利活用を図ることが効果的と考えられます。

この点、不動産業者は、物件調査や価格査定、売買・賃貸の仲介など、空き家等の発生から流通・利活用まで一括してサポートできるノウハウを有しており、所有者の抱える課題を解決し、また、新たなニーズへの対応のため、そうしたノウハウを発揮できるよう、今般、国土交通省では、「不動産による空き家対策推進プログラム」を策定しました。

・不動産による空き家等の流通の取組を強力に後押しします！！～不動産業者の媒介報酬に係る規制の見直しや不動産業者による空き家管理受託のガイドラインの策定を含む「不動産による空き家対策推進プログラム」の策定～（<https://www.zentaku.or.jp/news/11653/>）

○宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（令和6年7月1日施行分抜粋）

（※ ___ の部分は改正部分）

第31条の3第1項関係

1・2（略）

3 「専任の宅地建物取引士」の専任性について

「専任」とは、原則として、宅地建物取引業を営む事務所に常勤（宅地建物取引業者の通常の勤務時間を勤務することをいう。ITの活用等により適切な業務ができる体制を確保した上で、宅地建物取引業者の事務所以外において通常の勤務時間を勤務する場合を含む。）して、専ら当該事務所に係る宅地建物取引業の業務に従事する状態をいう。ただし、当該事務所が宅地建物取引業以外の業種を兼業している場合等で、当該事務所において一時的に宅地建物取引業の業務が行われていない間に他の業種に係る業務に従事することは差し支えないものとする。

また、同様に、当該事務所において一時的に宅地建物取引業の業務が行われていない間に、ITの活用等により、同一の宅地建物取引業者の他の事務所に係る宅地建物取引業の業務に従事することは差し支えないが、この場合において、当該他の事務所における専任の宅地建物取引士を兼ねることができるわけではないことに留意すること。

さらに、宅地建物取引業の事務所が建築士事務所、建設業の営業所等を兼ね、当該事務所における宅地建物取引士が建築士法、建設業法等の法令により専任を要する業務に従事しようとする場合及び個人の宅地建物取引業者が宅地建物取引士となっている宅地建物取引業の事務所において、当該個人が同一の場所において土地家屋調査士、行政書士等の業務をあわせて行おうとする場合等については、他の業種の業務量等を斟酌のうえ専任と認められるものを除き、専任の宅地建物取引士とは認められないものとする。

なお、宅地建物取引業を営む事務所における専任の宅地建物取引士が、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号）第12条第1項の規定により選任される業務管理者を兼務している場合において、当該業務管理者としての賃貸住宅管理業に係る業務に従事することや、宅地建物取引業を営む事務所が「第34条の2関係11」に従って媒介業務以外の不動産取引に関連する業務を行う場合において、当該事務所における専任の宅地建物取引士が、当該業務に従事することは差し支えない。

第34条の2関係

(略)

1～10 (略)

11 媒介業務以外の不動産取引に関連する業務との関係について

宅地建物取引業者に対しては、媒介業務のみならず、金融機関、司法書士、土壤汚染調査機関等の不動産取引に関連する他の多くの専門家と協働する中で、消費者の意向を踏まえながら、不動産取引について全体的な流れを分かりやすく説明し、適切な助言を行い、総合的に調整する役割が期待されている。また、宅地建物取引業者自らも積極的に媒介業務以外の不動産取引に関連する業務（以下「媒介以外の関連業務」という。）の提供に努めることが期待されている。

特に、近年では空き家・空き室等の増加が大きな課題となっているところであり、不動産取引や不動産の利活用の専門家である宅地建物取引業者や宅地建物取引士に対しては、その有するノウハウを活かして、空き家・空き室等の所有者等のニーズに対応し、媒介業務にとどまらない役割を発揮することが強く期待されている。

具体的には、次のような業務について、宅地建物取引業者自らが積極的に取り組むことが考えられる。

・空き家・空き室等の利活用等に係る課題の整理や、空き家・空き室等の相続等の権利関係への助言、空き家・空き室等の利活用の方針の提案など、媒介業務に先立って、又は媒介業務とは別に、空き家・空き室等の所有者等に対して行われる助言、総合調整等の業務

・空き家・空き室等の遠隔地に居住していること等により自ら適切に空き家・空き室等の管理を行うことが困難である等のニーズに対応して、所有者等から受託して行う空き家・空き室等の管理業務

そのうえで、宅地建物取引業者自らが媒介以外の関連業務を行う場合には、上記のような業務又はいわゆる不動産コンサルティング業務を行う場合を含め、媒介業務との区分を明確化するため、あらかじめ契約内容を十分に説明して依頼者の理解を得た上で、媒介契約とは別に、業務内容、報酬額等を明らかにした書面等により契約を締結し、成果物がある場合には書面で交付等すること。

なお、これらの媒介以外の関連業務について、媒介契約との区分を明確にし、媒介契約とは別に、書面等により締結した契約に基づいて報酬を受けることは、「法第46条第1項関係6」に定めるとおり、法第46条第2項の規定による報酬の制限に違反するものではない。

第46条第1項関係

1 告示の運用について（昭和45年建設省告示第1552号関係）

(1)～(5) (略)

(6) 告示第七（低廉な空家等の売買又は交換の媒介における特例）関係

- ① この規定は、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買又は交換の媒介に関して受けることのできる報酬額の特例として、低廉な空家等の売買又は交換の媒介については、告示第二の規定にかかわらず、当該媒介に要する費用を勘案して、告示第二の計算方法により算出した金額を超えて報酬を受けることができることを定めているものである。
- ② 「低廉な空家等」とは、売買に係る代金の額又は交換に係る宅地又は建物の価額が800万円以下の金額の宅地又は建物をいい、当該宅地又は建物の使用の状態を問わない。
- ③ 「当該媒介に要する費用」とは、人件費等を含むものであり、「費用を勘案して」とは、報酬額の算出に当たって、取引の態様や難易度等に応じて当該媒介業務に要すると見込まれる費用の水準や多寡を考慮することを求めるものであって、当該費用に相当する金額を上回る報酬を受けることを禁ずる趣旨のものではない。
- ④ 宅地建物取引業者は、この規定に基づき告示第二の計算方法により算出した金額を超えて報酬を受ける場合には、媒介契約の締結に際しあらかじめ、この規定に定める上限の範囲内で、報酬額について依頼者に対して説明し、合意する必要があることに、特に留意すること。
- (7) 告示第八（低廉な空家等の売買又は交換の代理における特例）関係
- ① この規定は、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買又は交換の代理に関して受けることのできる報酬額の特例として、低廉な空家等の売買又は交換の代理については、告示第三の規定にかかわらず、告示第七の規定により算出した金額の2倍以内で報酬を受けることができることを定めているものである。
- ② 宅地建物取引業者は、この規定に基づき報酬を受ける場合には、代理契約の締結に際しあらかじめ、この規定に定める上限の範囲内で、報酬額について依頼者に対して説明し、合意する必要があることに、特に留意すること。
- (8) 告示第九（長期の空家等の貸借の媒介における特例）関係
- ① この規定は、宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸借の媒介に関して受けることのできる報酬額の特例として、長期の空家等の貸借の媒介については、告示第四の規定にかかわらず、当該媒介に要する費用を勘案して、告示第四の規定により算出した金額を超えて、依頼者の双方から受ける報酬の額の合計額が借賃の1月分の2.2倍に相当する金額を超えない範囲内で報酬を受けることができることを定めているものである。
- また、この規定は、長期の空家等の借主である依頼者から受ける報酬の額が、告示第四の規定による通常の上限の範囲内（借賃の1月分の1.1倍（居住用にあつては、媒介の依頼を受けるに当たって当該借主である依頼者の承諾を得ている場合を除き、0.55倍）に相当する金額以内）である場合に限り、適用されるものであることから、この規定に基づき宅地建物取引業者が通常の上限を超えて依頼者から受けることのできる報酬は、長期の空家等の貸主である依頼者から受けるものに限られる。
- ② 「長期の空家等」とは、宅地建物取引業者が貸主である依頼者から媒介の依頼を受ける時点において「現に長期間にわたって居住の用、事業の用その他の用途に供されていないこと」又は「将来にわたり居住の用、事業の用その他の用途に供される見込みがないこと」のいずれかに該当する宅地又は建物をいい、例えば、前者については、少なくとも1年を超えるような期間にわたり居住者が不在となっている戸建の空き家や分譲マンションの空き室、後者については、相続等により利用されなくなった直後の戸建の空き家や分譲マンションの空き室であつて今後も所有者等による利用が見込まれないものなどが考えられる。なお、入居者の募集を行っている賃貸集合住宅の空き室については、事業の用に供されているものと解されることから、長期の空家等には該当しない。
- ③ 宅地建物取引業者は、この規定に基づき告示第四の規定により算出した金額を超えて報酬を受ける場合には、媒介契約の締結に際しあらかじめ、この規定に定める上限の範囲内で、報酬額について依頼者に対して説明し、合意する必要があることに、特に留意すること。
- (9) 告示第十（長期の空家等の貸借の代理における特例）関係
- ① この規定は、宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸借の代理に関して受けることのできる報酬額の特例

として、長期の空家等の貸借の代理については、告示第五の規定にかかわらず、次のとおり報酬を受けることができることを定めているものである。

- ・長期の空家等の貸主である依頼者から、借賃の1月分の2.2倍に相当する金額を超えない範囲内で報酬を受けることができること（当該貸借の相手方である借主から報酬を受ける場合を除く。）。なお、長期の空家等の借主である依頼者から受ける報酬については、告示第五の規定により、借賃の1月分の1.1倍に相当する金額を超えてはならない。
- ・当該代理に係る貸借の相手方から報酬を受ける場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が借賃の1月分の2.2倍に相当する金額を超えない範囲内で報酬を受けることができること。この規定は、長期の空家等の借主である依頼者から受ける報酬については、その額が告示第五の規定による通常の上限の範囲内（借賃の1月分の1.1倍に相当する金額以内）である場合に限り、適用されるものである。なお、当該代理に係る貸借の相手方である借主から媒介に関して報酬を受ける場合、その額は借賃の1月分の1.1倍（居住用にあつては、媒介の依頼を受けるに当たって当該借主の承諾を得ている場合を除き、0.55倍）に相当する金額以内である必要がある。

② 宅地建物取引業者は、この規定に基づき報酬を受ける場合には、代理契約の締結に際しあらかじめ、この規定に定める上限の範囲内で、報酬額について依頼者に対して説明し、合意する必要があることに、特に留意すること。

(10) 告示第十一（告示第二から第十までの規定によらない報酬の受領の禁止）関係

① 宅地建物取引業者は、告示第二から第十までの規定によるほかは依頼者の依頼によって行う広告の料金に相当する額を除き報酬を受けることはできない。したがって、告示第二から第十までの規定による報酬及び依頼者の依頼によって行う広告の料金に相当する額以外にいわゆる案内料、申込料や依頼者の依頼によらずに行う広告の料金に相当する額の報酬を受領することはできない。

② (略)

2 複数の宅地建物取引業者が介在する媒介について

(1) 複数の宅地建物取引業者が一個の宅地又は建物の売買又は交換（以下「一個の売買等」という。）の媒介をしたときは、その複数の宅地建物取引業者が依頼者の一方から受領する報酬額の総額が告示第二の計算方法により算出した金額以内（告示第七の規定に基づき報酬を受ける場合にあつては、依頼者の一方から受領する報酬額の総額が告示第七の規定により算出した金額以内）でなければならない。

(2) 複数の宅地建物取引業者が一個の売買等の代理又は代理及び媒介をしたときは、その複数の宅地建物取引業者が受領する報酬額の総額が告示第二の計算方法により算出した金額の2倍以内（告示第八の規定に基づき報酬を受ける場合にあつては、告示第八の規定により算出した金額以内）でなければならない。

3・4 (略)

5 消費税の免税事業者の仕入れに係る消費税の円滑かつ適正な転嫁について

免税事業者については、報酬告示第二から第十までの規定に準じて算出した額（課税事業者が受けることのできる報酬の額であつて、宅地又は建物の売買等の媒介又は代理に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を含むものをいう。）に110分の100を乗じて得た額（以下「税抜金額」という。）に、仕入れに係る消費税等相当額をコスト上昇要因として価格に転嫁することができる。この場合、仕入れに係る消費税等相当額は、税抜金額の0.04倍を限度とする。

なお、当該転嫁される金額は報酬額の一部となるものであつて、この金額を消費税及び地方消費税として別途受け取るものではない。

6 媒介業務以外の不動産取引に関連する業務に係る報酬について

宅地建物取引業者が、「第34条の2関係11」に従つて、空き家・空き室等の所有者等のニーズに対応して行う業務又はいわゆる不動産コンサルティング業務など、媒介以外の関連業務を行う場合には、媒介業務に係る報酬とは別に当該媒介以外の関連業務に係る報酬を受けることができるが、この場合にも、あらかじめ業務内容に応じた料金設定をするなど、報酬額の明確化を図ること。

空き家等に係る媒介報酬規制の見直し



報酬規制の現状と課題

- 宅建業法において、宅建業者が媒介・代理の依頼者に請求できる報酬額に上限を設定（法第46条に基づく大臣告示）
⇒ 空き家等の流通促進が喫緊の課題となっている一方、宅建業者が空き家等を取り扱うにはビジネス上の課題があることから、**報酬の上限について見直し**

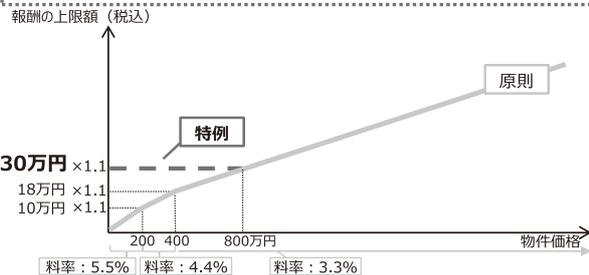
売買取引に係る報酬額

【原則】

依頼者の一方から受けることのできる報酬額は、物件価格に応じて一定の料率を乗じて得た金額を合計した金額以内

【低廉な空家等の媒介の特例】

低廉な空家等（物件価格が800万円以下の宅地建物）については、当該媒介に要する費用を勘案して、原則による上限を超えて報酬を受領できる（30万円の1.1倍が上限）。



賃貸借取引に係る報酬額

【原則】

依頼者の双方から受けることのできる報酬の額の合計額は、1ヶ月分の借賃に1.1を乗じた金額以内

※居住用建物の場合、依頼者の一方から、1ヶ月分の借賃に0.55を乗じた金額以内（媒介の依頼を受けるに当たって依頼者の承諾を得ている場合を除く）

【長期の空家等の媒介の特例】

長期の空家等（現に長期間使用されておらず、又は将来にわたり使用の見込みがない宅地建物）については、当該媒介に要する費用を勘案して、貸主である依頼者から、原則による上限を超えて報酬を受領できる（1ヶ月分の2.2倍が上限）。



報酬を受ける際の留意点

媒介契約の締結に際しあらかじめ、上記の上限の範囲内で、報酬額について依頼者に対して説明し、合意する必要があることを「解釈・運用の考え方」（通達）に明記

「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」(通達)の改正



- ◆ 「不動産業による空き家対策推進プログラム」の策定に伴って「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」(通達)を改正
- ◆ 新たに講ずる媒介報酬規制の特例を解説するほか、媒介以外の関連業務に係る記載を充実させ、取組促進を期待

媒介報酬規制の特例

■ 依頼者への説明・合意（第46条第1項関係）

媒介・代理契約の締結に際し、あらかじめ、特例で定める上限の範囲内で、報酬額について依頼者に説明し、合意する必要があることに、特に留意

■ 特例による報酬算定の考え方（第46条第1項関係）

特例で定める上限の範囲内で、媒介に要する費用を勘案して受領可
「当該媒介に要する費用」に相当する金額を上回る報酬も可

■ 売買・交換特例に係る「低廉な空家等」（第46条第1項関係）

価格800万円以下の宅地・建物について、使用の状態は不問

■ 賃貸借特例に係る「長期の空家等」の考え方（第46条第1項関係）

・「現に長期間にわたって居住・事業等の用途に供されていない」
⇒ 少なくとも1年を超えるような期間にわたり居住者が不在となっている戸建の空き家や分譲マンションの空き室

・又は「将来にわたり居住・事業等の用途に供される見込みがない」

⇒ 相続等により利用されなくなった直後の戸建の空き家や分譲マンションの空き室であって、今後も所有者等による利用が見込まれないもの

媒介以外の関連業務

■ 総論（34条の2関係）

宅建業者や宅建士には、ノウハウを活かして、空き家等の所有者等のニーズに対応し、媒介業務にとどまらない役割の発揮が期待される

■ 関連業務の例（34条の2関係）

①所有者等に対する助言、総合調整等の業務

- ◎ 利活用に向けた課題整理
- ◎ 活用方針の提案、収支推計
- ◎ 相続の相談、手続支援
- ◎ 賃貸時の空室対策
- ◎ 境界確定や権利者間協議の支援
- ◎ リフォーム提案
- ◎ 専門職種の紹介
- ◎ 税金に係る情報提供 等

②所有者等から受託して行う空き家等の管理業務

- ◎ 除草・通風・通水・清掃
- ◎ 家財の片付け
- ◎ 定期的な点検
- ◎ 郵便物の保管・転送
- ◎ 修繕等の提案 等

■ 報酬の受領（34条の2関係）

媒介契約との区分を明確にし、媒介契約とは別に、書面等により締結した契約に基づいて報酬を受ける場合、宅建業法における報酬規制の対象とならない（媒介報酬とは別に報酬を受領できる）

■ 専任性の考え方（第31条の3第1項関係）

宅建業を営む事務所等、上記①②の関連業務を行う場合に、専任の宅建士は、当該関連業務に従事できる

LPガス料金等の情報提供に関する要請について

賃貸集合住宅の入居者は、入居した後になってからLPガス料金を知ることが多く、料金に不満があっても受け入れるしかないという状況におかれており、消費者保護の観点から問題となっています。

経済産業省では、このような状況を踏まえ、消費者が賃貸集合住宅の入居前にLPガス料金の多寡を知ったうえで入居を可能とする観点から、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」（液石法施行規則）を改正し、LPガス事業者において、賃貸集合住宅への入居希望者からLPガス事業者に対して直接LPガス料金等の情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付けするとともに、不動産関係者を通じて入居希望者に対し、LPガス料金を事前提示することとしました。同施行規則は令和6年4月2日に公布しており、同年7月2日に施行されました。

不動産関係者におかれては、液石法施行規則の改正により、LPガス事業者から、LPガス料金表等の情報があらかじめ提供されていることが前提となることを踏まえ、一層の消費者利益の擁護、増進の観点から、以下について御協力をお願いいたします。

- ① LPガス料金表等の情報があらかじめLPガス事業者から提供されている場合においては、LPガス供給をしている（今後供給しようとする場合も含む）賃貸集合住宅の入居希望者が賃貸借契約を締結する前に、当該入居希望者に対しLPガス料金等の情報を適切に提供すること
- ② LPガス料金表等の情報があらかじめLPガス事業者から提供されていない場合においては、賃貸借契約を締結する前の入居希望者に対し、LPガス事業者に対して直接要請を行うことによりLPガス料金等の情報の提示を受けることができる旨を、必要に応じて情報提供すること

液化石油ガス法「改正省令」の概要（2024年4月2日公布）

過大な営業行為の制限

⇒改正省令の公布から3ヶ月後（2024年7月2日）施行。

- 正常な商習慣を超えた利益供与の禁止（改正省令第16条第15号の3、4）
- 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止（改正省令第16条第15号の5号、6号）

三部料金制の徹底

（設備費用の外出し表示・計上禁止）

⇒改正省令の公布から1年後（2025年4月2日）施行。

- 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底（改正省令第16条第15号の7）
- 電気エアコンやWi-Fi等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止（改正省令第16条第15号の8）
- 賃貸向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止（LPガス料金の算定の基礎となる項目を基本料金、従量料金、設備料金とした上で、設備料金は「該当なし」と記載）（改正省令第16条第15号の9）

（注）施行時点における消費者との液化石油ガス販売契約（既存契約）については、投資回収への影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示（内訳表示の詳細化）を求める（改正省令附則第2条）。その上で、新制度への早期移行を促していく。（改正省令附則第3条）

LPガス料金等の情報提供

⇒改正省令の公布から3ヶ月後（2024年7月2日）施行。

- 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務（入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）（改正省令第16条第15号の2）

（注）入居希望者からLPガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることが必要（義務づけ）（同上）

※「過大な営業行為の制限」、「三部料金制の徹底」等義務にかかる規律については、罰則規定のある条文に位置づける。

「第213回国会(常会・令和6年1月26日～令和6年6月23日)」
で成立した宅地建物取引関連の主な法律について

法律名	所 管	成立日	公布日	施行日	備 考
生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律	厚生労働省	R 6. 4. 17	R 6. 4. 24	一部を除き、令和7年4月1日から施行	単身高齢者世帯の増加等を踏まえた安定的な居住の確保の支援、被保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、生活困窮者住居確保給付金及び進学準備給付金の支給対象者の追加、一部の被保護者を対象とした生活困窮者就労準備支援事業等の実施、社会福祉住居施設の適正な運営を図るための規定の整備等の措置を講ずる。
広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律	国土交通省	R 6. 5. 15	R 6. 5. 22	公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行	広域的な地域活性化のための基盤整備を一層推進するため、広域的特定活動及び拠点施設に特定居住の促進に係る活動及び施設を追加するとともに、市町村による特定居住促進計画の作成及び同計画に定められた事業等の実施に係る関係法律の特例、特定居住促進協議会の設置、特定居住支援法人の指定制度等について定める。
地域再生法の一部を改正する法律	内 閣 府	R 6. 4. 12	R 6. 4. 19	一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行	地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域住宅団地再生事業計画について、記載事項の見直し及びこれに伴う関係法律の規定による許可等の特例の拡充、地域再生推進法人による提案制度の創設等の措置を講ずるとともに、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に係る施設の整備に関する助成についての地方債の特例の創設等の措置を講ずる。
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律	国土交通省	R 6. 5. 30	R 6. 6. 5	一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進及びその居住の安定の確保を一層図るため、居住安定援助計画及び住宅確保要配慮者の家賃債務の保証に関する業務を行う家賃債務保証業者の認定制度の創設、住宅確保要配慮者居住支援法人の業務の拡大、終身賃貸事業者が行う事業に係る認可手続の見直し等の措置を講ずる。
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律	内 閣 府	R 6. 6. 12	R 6. 6. 19	一部を除き、令和7年4月1日から施行	地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずる。関連して宅地建物取引業法が一部改正され、宅地建物取引業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の見直しが行われる。

4月新設住宅着工

国土交通省がまとめた4月の新設住宅着工戸数は、持ち家が前年同月比3.9%減の1万7,878戸と29カ月連続の減少となったものの、貸家が同20.6%増の3万4,598戸と先月の減少から再び増加、分譲住宅でも同16.5%増の2万2,955戸と4カ月ぶりの増加となったため、4月の新設住宅着工戸数全体では、同13.9%増の7万6,583戸と11カ月ぶりの増加となり、着工床面積でも、同9.1%増の576万6千㎡と15カ月ぶりの増加となりました。

着工戸数の季節調整済年率換算値は、同15.8%増の88万戸となり、4カ月ぶりの増加となりました。

持ち家では、民間資金分が同3.4%減の1万6,353戸と28カ月連続の減少、公的資金分でも同8.7%減の1,525戸と30カ月連続の減少となったため、全体でも減少となりました。

貸家では、公的資金分が同13.5%減の2,528戸と3カ月連続の減少となったものの、民間資金分が同24.5%増の3万2,070戸と先月の減少から再び増加となったため、全体でも増加となりました。

分譲住宅では、戸建て住宅が同14.4%減の1万579戸と18カ月連続の減少となったものの、マンションが同69.0%増の1万2,226戸と4カ月ぶりの増加となったため、全体でも増加となりました。

岐阜県の利用関係別着工戸数をみると、持ち家が同2.5%減の388戸と2カ月連続の減少、分譲住宅でも同28.6%減の120戸と5ヶ月連続の減少となったものの、貸家が同107.4%増の365戸と2カ月ぶりの増加となったため、岐阜県全体では、同19.8%増の890戸と2カ月ぶりの増加となりました。

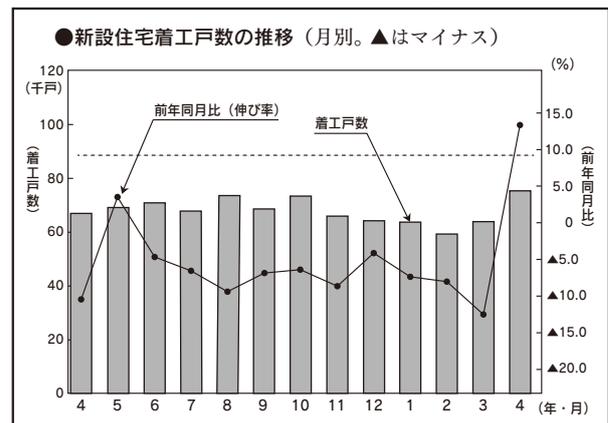
三大都市圏をみると、首都圏では、持ち家が同2.1%増の3,780戸、貸家が同8.2%増の1万2,039戸、分譲住宅でも同19.8%増の1万856戸と全利用関係別で増加となったため、首都圏全体では同11.7%増の2万6,747戸となりました。

中部圏では、持ち家が同1.2%増の2,712戸、貸家が同25.7%増の3,309戸、分譲住宅でも同1.9%増の2,250戸と全利用関係別で増加となったため、中部圏全体では同11.1%増の8,393戸となりました。

近畿圏では、持ち家が同1.2%増の2,337戸、貸家が同51.0%増の7,042戸、分譲住宅でも同28.0%増の4,258戸と全利用関係別で増加となったため、近畿圏全体では同31.8%増の1万3,656戸となりました。

建築工法別では、戸建て系商品を中心とするプレハブの持ち家が同1.4%減の2,033戸、貸家が同7.0%減の5,306戸、分譲住宅でも同19.8%減の473戸と減少となったため、全体では、同6.4%減の7,845戸と11カ月連続の減少となりました。

2×4では、分譲住宅が同22.5%減の746戸と減少となったものの、持ち家が同4.1%増の2,368戸、貸家でも同77.2%増の5,931戸と増加となったため、全体では、同37.4%増の9,064戸と5カ月連続の増加となりました。



第14回 Learn through Legal thinking

善良な管理者の注意



顧問弁護士 浦田 益之

事例

売主Aと買主Bは、宅建業者Zの仲介により、本件土地建物を代金4000万円とする売買契約をした。

Aは、建物について、S社との間に賃料月額13万5000円、期間5年の賃貸借を結んでいたが、契約書の表題は「定期賃貸借契約」となっており、その旨の説明にしても、契約書作成の際口頭でしか行っていない。

また、Aが本件不動産を売却する場合には、退去の6カ月以内に通知すれば、S社は退去する旨の覚書を取り付けていた。

S社は、AとB間での売買の動きを知り、AおよびZに、「賃貸借契約は定期借家契約ではなく、期間満了によっては終了せず、売却があっても更新拒絶の正当理由に当たらない」と通知した。

そこで、Aは、Zからの説明はなかったが、問題のあることを知り、S社と協議のうえ、解決金288万円を支払い退去してもらい、Bとの受渡しに備えた。

Zに対しては、不要の支出は不動産に係る必要な調査、確認や販売取引のリスク説明を怠った結果だとして、この損害の賠償を求める訴えを提起した。

判断のポイント

1. AとS社間には定期借家契約は成立していない。
Zは、どうしてそれが見抜けなかったのか。
2. 問題の賃貸借契約は他の宅建業者が仲介し、契約書も作成していた。
その場合でも、Zは、善管注意義務違反が問われるか。

判決結果

Zは定期借家契約の効力につき判断ができず、説明もしておらず、責任がある。



原野商法の被害者が、宅地建物取引士に対し、宅建業者と共謀して、詐欺行為を行ったなどとして、共同不法行為に基づき、損害金の支払を求めた事案において、宅地建物取引士に詐欺行為への関与は認められないが、名義貸しにより宅建業者の詐欺行為を幫助したとして、その請求を認めた事例

(東京地裁 令和元年7月16日判決)

【事案の概要】

平成29年10月頃、X(原告)は、A社(宅建業者)の従業員を名乗る者から、電話により、所有するa市の土地(本件土地ア)を購入したいとの勧誘を受けた。Xは、検討の上、A社に売却することとし、同年11月22日、未了であった上記各土地の抵当権抹消登記を行った。

平成29年12月7日、Xは、自宅を訪れたA社のBと名乗る者との間で、A社に対し、本件土地アを合計800万円で売却する旨の売買契約を締結した。

その際、Xは、A社の所有するb市の土地(本件土地イ)を合計838万円で購入する売買契約書にも署名押印させられていた。BはXに対し、差額に相当する38万円の支払を求め、Xはこれに応じて支払った。

その後、Xは、A社の従業員を名乗る者から節税名目で金銭の支払を要求され、これに応じて預金300万円を払い戻そうとしたが、金融機関の職員に詐欺を疑われたことを契機として、A社による詐欺行為が発覚した。

平成30年3月16日、Xは、A社から、売買契約書等の関係書類の送付を受けた。これにより、Xは、A社から本件土地イを購入させられていた事実を認識した。

平成30年4月21日、Xは、A社に対しては本件土地イの抹消登記手続を、A社、その代表者及びYに対しては共同不法行為に基づく弁護士費用を含む損害金41万円余等の支払を求める本件訴訟を提起した。

本件訴訟に対し、A社及びその代表者は、口頭弁論期日に出頭せず、平成30年12月21日、当裁判所は、A社及びその代表者に対し、Xの請求を認容する旨の判決が言い渡され、同判決は確定した。

XのYに対する訴訟において、Xは、

- ① A社は土地売買のための手続費用であるなどと虚偽の説明をして、土地を購入する意思のないXから38万円を詐取したのであるから、Xに対し不法行為責任を負う。
- ② Yは、A社の宅建士として、A社が宅建業の免許付与を受けて事業を行う上で必要不可欠な存在であり、A社が行っていた取引をみれば、原野商法詐欺の取引であることは容易に認識できた。Yは、A社と共謀して詐欺を行ったか、宅建士の資格を名義貸しして、A社の詐欺行為を容易にしたのであるから、A社と共に共同不法行為に基づく損害賠償責任を負う。と主張した。

【判決の要旨】

裁判所は、次のとおり判示し、Xの請求を認容した。

(1) 不法行為の成否について

認定事実によれば、A社は、Xに土地を購入する意思がないにもかかわらず、本件土地イを購入したかのような外観を作出し、Xから38万円を詐取した事実が認められる。

したがって、A社はXに対し不法行為責任を負う。

次に、本件土地アに係る不動産売買契約書及び本件土地イの不動産売買契約書の末尾の各宅

地建物取引士欄には、Yの記名、登録番号及びY名義の印影があるものの、Yが本件土地A、イの各取引に宅建士として関与した事実は認められず、YがA社と共謀して詐欺行為をしたとは認められない。

しかし、他方で、Yは、A社との間で、5万円という安価な報酬で同社の専任の宅建士に就任することを承諾し、5万円を受領したものの、その後、同社の専任の宅建士として稼働した事実は認められない。

これらの事実によれば、Yは、A社との間で、専任の宅建士として稼働しないことを前提に、宅建士の資格につき名義貸しをしたものと認められる。

そして、宅地建物取引業法が、15条において、宅建士は宅地建物取引業の業務に従事するときは、宅地又は建物の取引の専門家として、購入者等の利益の保護及び円滑な宅地又は建物の流通に資するよう、公正かつ誠実にこの法律に定める事務を行わなければならないと規定し、15条の2において、宅建士は、宅建士の信用又は品位を害するような行為をしてはならないと規定していること、68条及び同条の2が、宅建士による名義貸しについて、都道府県知事が必要な指示や登録を消除につき規定していることからすると、宅建士がその資格を名義貸しして、購入者等の利益に反する行為をすることが許されないことは明かというべきである。

本件において、YがA社の専任の宅建士に就任することを許諾し、名義貸しを行ったことは、A社が宅建業の免許付与を受け違法な営業活動を継続させ、Xの利益に反する詐欺行為を容易にしたものであり、A社のXに対する詐欺行為を幫助したものと認められる。

したがって、Yは、A社と共に、Xに対し、共同不法行為責任を負う。

(2) Xの損害額について

A社とYの共同不法行為により、Xは38万円を詐取されたものと認められるから、Xは同額の損害を被ったと認められる。また、本件に相当する弁護士費用は3万円余と認めるのが相当である。

【まとめ】

専任の宅建士は、宅建業を営む事務所に常勤して従事していることが必要であり(宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方第31条の3第1項関係3)、宅建士が宅建業者に専任の宅建士の名義貸しをすることは、宅建業法15条、15条の2、68条、68条の2違反により行政処分の対象となるとともに、民事上も宅建業者に不法行為があった場合には、共同不法行為責任として認められる可能性があることを再度確認して頂きたい。

なお、本件同様宅建士の名義貸しによる賠償責任が認められた事例として東京高判平31・1・9、秋田地判大曲支判平29・9・22などがある。

(一財)不動産適正取引推進機構「RETIO」より抜粋

免許更新の手続きはお早めに!!

免許更新の手続きは、有効期間満了日の90日前から30日前までの間に申請して下さい。
免許更新手続きを忘れて免許が失効しますと、宅建業を営むことができなくなりますので
注意下さい。

協 会 の 動 き

- 6月4日
 ・(公社)中部圏不動産流通機構第1回理事会
 名古屋市：山本会長、瀬上常務理事出席
 ・全宅連中部地区連絡会第1回運営協議会
 名古屋市：山本会長出席
- 6月6日
 ・第1回正副会長（本部長）会議
- 6月7日
 ・第3回常任理事会・常任幹事会
- 6月11日
 ・(一財)土地総合研究所第1回理事会
 山本会長出席
- 6月12日
 ・令和6年度岐阜県空家対策協議会
 岐阜市：大橋事務局長出席
- 6月14日
 ・第3回理事会・幹事会
- 6月15日
 ・宅建ぎふV o l . 5 7 0 発行
- 6月17日
 ・全宅連・全宅保証正副会長・委員長合同会議
- 神奈川：山本会長出席
- 6月18日
 ・東海不動産公正取引協議会定期総会
 名古屋市：山本会長、林・堀部副会長、土屋・菱田常務理事、吉益職員出席
- 6月20日
 ・弁護士相談
 ・第2回法定講習会
- 6月21日
 ・(公社)中部圏不動産流通機構定時総会
 名古屋市：山本会長、瀬上常務理事、磯西職員出席
- 6月25日
 ・全宅連・全宅保証令和6年度定時総会
 東京：山本会長、林・堀部副会長、大橋事務局長、磯西職員出席
- 6月26日
 ・(一社)全国賃貸不動産管理業協会第14回定時社員総会
 東京：東常務理事、大橋事務局長出席

支 部 だ よ り

岐阜中支部

- 6月4日
 巡回相談(岐阜市役所)
- 6月11日
 第2回幹事(監査)会
- 6月21日
 第1回人材育成委員会
- 6月25日
 巡回相談(岐阜市役所)
- 6月28日
 入会審査会

岐阜南支部

- 6月5日
 巡回相談(各務原市役所)
- 6月11日
 巡回相談(岐阜市役所)
- 6月17日
 第2回正副支部長会議
- 6月19日

巡回相談(羽島市役所)

- 6月20日
 第3回幹事会

岐阜北支部

- 6月10日
 第2回入会審査会
- 6月18日
 巡回相談(岐阜市役所)

西濃支部

- 6月20日
 養老町空家相談会
- 6月21日
 大垣市産業振興室との協議会
- 6月27日
 入会審査会
- 6月28日
 西濃土地建物六士協議会総

会

- 巡回相談(大垣市役所)

中濃支部

- 6月11日
 巡回相談(関市総合福祉会館)
- 第1回研修委員会
- 6月13日
 入会審査会
- 6月21日
 入会審査会

東濃支部

- 6月20日
 第3回役員(幹事)会

飛騨支部

- 6月21日
 流通広報委員会

一 会 員 の 異 動 一

入 会 者 (会員名簿に貼付けしてご利用頂けます。)

免許番号 免許年月日	商号又は名称	代 表 者 (政令使用人)	専任の宅建取引士	電 話 番 号 F A X 番 号	事 務 所 所 在 地	頁
---------------	--------	------------------	----------	----------------------	-------------	---

【西濃支部】

(1) 5321 6. 5.13	日 高 工 房 (株)	日 高 功 夫	日 高 功 夫	0584-51-3090 0584-51-0624	大垣市昼飯町884-13	503- 2216
---------------------	-------------	---------	---------	------------------------------	--------------	--------------

【中濃支部】

(1) 5318 6. 4.23	(株) スカイアース	山 内 智 史	山 内 天 翔	0574-64-1337 0574-64-1337	可児市松伏4-47-2	509- 0218
---------------------	------------	---------	---------	------------------------------	-------------	--------------

【飛騨支部】

大(届出)29 6. 2.29	すみれ地域信託(株)	井 上 正	井 上 正	0577-35-2676 0577-37-4812	高山市間屋町43	506- 0002
--------------------	------------	-------	-------	------------------------------	----------	--------------

会員権承継

支 部	免許番号	商 号	代 表 者 (政令使用人)	専任取引士	電 話 番 号 F A X 番 号	頁
岐阜中	旧: (1) 5074 新: 大(1) 10656	ミ タ カ 不 動 産 (株) 県庁前支店	岩 塚 正 彦 (青 道 大)	青 道 大 翼 岩 塚	058-214-7506 058-240-4103	12
	事務所所在地	〒500-8384 岐阜市藪田南1-5-2 第2松波ビル205号				
岐阜南	旧: (1) 5074 新: 大(1) 10656	ミ タ カ 不 動 産 (株)	岩 塚 正 彦	岩 塚 晶 子 岩 塚 久 郷 歩	058-246-4770 058-240-4103	25
	事務所所在地	〒501-6001 羽島郡岐南町上印食8-123-1 フォーカスポークス19番				

退 会 者

支 部	商 号	代 表 者	事務所所在地	備考	頁
岐阜中	(株) ピージェーピー	水 野 淑 枝	岐阜市北一色10-29-11	廃 業	11
岐阜南	(株) トップ・スペース	木 村 大	岐阜市西明見町18	行政処分	17
岐阜北	(株) 明 豊 創 建	足 立 佳 角	岐阜市西中島3-11-20	廃 業	30
中 濃	コバヤシハウジング	小 林 義 宗	可児市久々利2639	期間満了	58

変更事項 (6月)

支 部	商 号	変更事項	変 更 内 容		頁
			旧	新	
岐阜中	あさの R エステイト	所 在 地	〒500-8384 岐阜市藪田南1-7-14 マルビル501	〒500-8385 岐阜市下奈良1-13-2-2号	8
岐阜中	積水ハウス不動産中部(株) 岐阜営業所	専任取引士		谷健太郎	10
岐阜中	トヨタホーム岐阜(株)	専任取引士		鈴木一成・島佳樹 溝口将也・大山彰	11
岐阜中	ケアイプランニング(株) 岐阜営業所	政令使用人	阿佐響	加藤稔樹	—
		専任取引士	阿佐響	加藤稔樹・沼口直樹	
岐阜中	Apaman Property(株) 岐阜店	政令使用人	津村隼大	松尾佳美	—
		専任取引士	津村隼大	三関智美	

岐阜中	(株) ぱいんほーむ	支 部	岐阜北	岐阜中	—
		所 在 地	〒501-2121 山県市大門880-1	〒500-8109 岐阜市朝日町23-3	
		T E L	0581-36-2606	058-201-6787	
		F A X	0581-78-4787	058-201-6786	
岐阜南	(有) エコ・ハウス 賃貸の窓口ROOMPIA茜部店	専任取引士	中川誠仁		16
岐阜南	(株) エサキホーム 岐阜支店	専任取引士		林大介	16
岐阜南	(株) 羽島丸の内不動産	専任取引士		吉川喬	20
岐阜南	(株) アイダ設計 各務原モデル店	政令使用人	遠田克則	早川宗必	22
		専任取引士	遠田克則・小塚規行	日比野智文	
岐阜南	(株) LAND PORTER	代 表 者	飯田清香	飯田清孝	—
岐阜北	(有) エコ・ハウス	専任取引士	藤本政広	中川誠仁	28
岐阜北	栃井建設工業(株)	代 表 者	渡邊浩	渡邊勳	29
		専任取引士	渡邊浩	伊藤和宣	
岐阜北	(株) ONA 不動産販売	専任取引士	田中智晃	仙石健	—
西濃	(株) アイダ設計 大垣モデル店	政令使用人	早川宗必	遠田克則	36
		専任取引士	日比野智文	遠田克則・小塚規行	
西濃	(株) 真永不動産	専任取引士		井奈波郷史	37
西濃	矢橋林業(株) 建設事業本部	支 店 名	建設事業本部営業部	建設事業本部	42
		政令使用人	岩田幸弘	森伸二	
		専任取引士	岩田幸弘		
中濃	藤不動産(株)	専任取引士		長谷部收	56
東濃	(株) グッドライフエステート	専任取引士		橋山智彦	72
東濃	一建設(株) 多治見営業所	政令使用人	竹田昭二	殿垣内直仁	72
		専任取引士	竹田昭二	殿垣内直仁・藤川大作	
東濃	セントラル建設(株)	代 表 者	阿部伸一郎	阿部護	77

※ 頁の欄は、「令和4・5年度会員名簿」の掲載ページです。「—」表示は、名簿作成後の入会者・支部移転者等です。

「訃報」

謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りします。

支 部	商 号	代 表 者	逝 去 者	続 柄	逝 去 年 月 日
飛 驒	M 2 ホ ー ム (株)	中 嶋 龍 法	中 嶋 千 代 子	母	令和6年6月13日

本部事務局・支部事務所の夏季休暇について

8月13日(火)～16日(金)は夏季休暇により、岐阜県不動産会館及び各支部事務所は休館(休日)となりますので、よろしくお祈りいたします。

[不動産キャリア]サポート研修制度
取引実務の基礎を網羅

めざせ! 不動産 キャリアパーソン®

不動産取引の「実務」を基礎から学べる!
従業者教育のツールとしても最適!
宅建アソシエイトや宅建士への
ステップアップをめざすあなたにも!

頑張るあなたを
応援します!



資格登録証

不動産キャリアパーソン®とは

- ▶ 不動産取引実務の基礎知識修得を目的とした通信教育資格講座です。
 - ▶ 宅建業従業者、経営者、宅建取引士、消費者問わず、不動産取引に関わるすべての方に最適です。ご自身の知識や実務の再確認として、さらに会社の従業者研修としても利用されています。
- 受講料 8,800円(税込)



テキスト
+Webで
いつでも
学習

イメージキャラクター 佐藤まり江さん



公益社団法人

全国宅地建物取引業協会連合会

不動産キャリアパーソン®で 検索



注 意 喚 起

基準日前1年間の新築住宅の引渡し戸数が0である
建設業者・宅地建物取引業者の皆様へ

令和7年3月31日基準日以降
基準日前1年間に引き渡した新築住宅の戸数が0戸である
旨の保険契約締結証明書等の送付は**廃止**されます！
基準日届出手続の失念にご注意ください！

1. 令和7年3月31日基準日以降の届出における注意点

- ①住宅瑕疵担保責任保険法人から送付していた「基準日前1年間に引き渡した新築住宅の戸数が0戸である旨」の保険契約締結証明書等の送付が廃止され、届かなくなります。
- ②基準日前1年間に引き渡した新築住宅の戸数が0戸であっても、基準日前10年間に1戸以上引き渡している場合は、国土交通大臣又は都道府県知事に届出を行う義務※がありますのでご注意ください。

※届出をしていない場合は、基準日の翌日から起算して50日を経過した日以後は、新たに新築住宅の請負契約や売買契約を締結することが禁止されます。
また、住宅瑕疵担保履行法に基づく罰則や、建設業法又は宅地建物取引業法に基づく処分の対象となることがあります。

2. 届出書の提出方法

届出書を基準日（毎年3月31日）から3週間以内に、建設業許可又は宅地建物取引業免許を受けている行政庁に提出してください。

3. 基準日届出等に関する情報サイト

届出に必要な情報などを掲載していますので、是非ご活用ください。

○「住まいのあんしん総合支援サイト」

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku_files/kashitanpocorner/index.html

QRコードからもアクセスできます→





「ハトマーク」は、全宅連系ハトマークグループのシンボルマークです。
「ハトマーク」の2羽のハトは、「会員とお客さま」、赤色は「太陽」、緑色は「大地」、白色は「取引の公正」を表しています。

不動産に関するご相談は、不動産無料相談所へ

本会では、本部、各支部事務所に不動産無料相談所を設置し、不動産取引に関するご相談、ご質問にお応えしています。

【本部無料相談所】 来館による相談は事前に電話でご予約ください。

所在地 岐阜市六条南2-5-3 岐阜県不動産会館
電話番号 058-275-1551
実施日時 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）
午前10:00～12:00 午後1:00～4:00
弁護士相談 事前に電話でご予約ください。
毎月第3木曜日 午後1:30～4:00（予約制）

【支部無料相談所】 事前に電話でご予約ください。

実施日時 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）
午前10:30～12:00 午後1:00～3:30

支部名	所在地	電話番号
岐阜中支部	岐阜市金園町5-26-5	058-248-6691
岐阜南支部	羽島郡岐南町下印食3-47	058-274-8899
岐阜北支部	岐阜市福光東1-25-1 白木ビル2F	058-295-1982
西濃支部	大垣市住吉町5-11 オノデン住吉ビル2F	0584-73-2300
中濃支部	美濃加茂市太田本町1-1-20 美濃加茂商工会館1F	0574-23-1800
東濃支部	土岐市泉北山町3-3	0572-55-7218
飛騨支部	高山市昭和町2-31-19	0577-36-1396

安心・安全な不動産取引をサポートする
不動産の総合情報サイト

公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
<https://www.gifu-takken.or.jp>

令和6年6月30日現在
所属会員 1,125名

発行所

岐阜市六条南二丁目5番3号（岐阜県不動産会館）
公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部
電話 058(275)1551 FAX 058(274)8833

（発行人）
会長・本部長 山本 武久
（編集責任者）
情報提供委員長 瀬上 直樹